

2021年5月13日

各位

会社名 住友精化株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 育三
(コード番号 4008 東証第一部)
問合せ先 法務部長 堀 正典
(TEL. 06-6220-8512)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第108回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるものであります。

(2) 移行の時期

2021年6月25日開催予定の第108回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日(金)

定款変更の効力発生日 2021年6月25日(金)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>17</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会) 第19条 <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会) 第19条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第20条 当社の取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、取締役(監査等委員である取締役に除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) <u>第22条 当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任) <u>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> <u>第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> ③ <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> <u>第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役および常任監査役)</u> <u>第26条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> ② <u>監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の損害賠償責任)</u> <u>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u> <u>第23条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第24条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第6章 計算 第28条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第25条～第28条 (現行どおり)</p>